**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県双葉郡富岡町大字上手岡字下千里二一九番地二七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　乙　渡邉　政男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル一階

相続財産管理人　司法書士　三浦　一彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島市中区西平塚町一二〇番地、最後の住所広島市中区西平塚町五番九号

被相続人　乙　塩﨑　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

事務所広島市中区上幟町三番二五号　レオビル六階

相続財産管理人　弁護士　久笠　信雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県岩国市玖珂町八七〇番地八、最後の住所山口県岩国市由宇町西一丁目二〇番一号

被相続人　乙　信三　博行

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年２月３日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ディ・アール・エス　②宮城県知事(2)5149　③代表取締役　石川浩正　④宮城県黒川郡大郷町粕川字後沢田畑32　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県黒川郡大郷町粕川字後沢田畑32　有限会社ディ・アール・エス　代表取締役　石川浩正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

山口県岩国市玖珂町五八〇三番地一

相続財産管理人　福田　建己

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡市東区香椎駅東三丁目三八一番地四、最後の住所福岡市東区香椎駅東三丁目一番一三号

被相続人　乙　矢野　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

福岡市中央区舞鶴三丁目七番一三号大禅ビル四〇五号室

相続財産管理人　司法書士　宮薗　篤

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一七四三番地

被相続人　乙　林　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一

相続財産管理人　柏村　考兵

①三井リハウス東京株式会社　②国土交通大臣(2)6076　③代表取締役社長　小田眞弓　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿二丁目１番１号新宿三井ビル１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井リハウス東京株式会社　代表取締役社長　小田眞弓

①三菱地所リアルエステートサービス株式会社　②国土交通大臣(1)1512　③代表取締役　柴垣譲　④東京都千代田区大手町二丁目２番１号、廃止した従たる事務所　東京都中野区中央一丁目36番２号パークハウスギャラリー城西倶楽部　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町二丁目２番１号　三菱地所リアルエステートサービス株式会社　代表取締役　柴垣譲

①株式会社トーラスリアルティ　②東京都知事(1)88251　③代表取締役　森田威　④東京都港区赤坂二丁目17番７号赤坂溜池タワー９階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都台東区松が谷四丁目24番３号藤ビル２階　株式会社トーラスリアルティ　代表取締役　竹田道弘

①株式会社日立金属ソリューションズ　②国土交通大臣(2)6054　③代表取締役　上田精一　④東京都中央区京橋三丁目14番６号　廃止した従たる事務所　埼玉県熊谷市三ヶ尻5200番地　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区京橋三丁目14番６号　株式会社日立金属ソリューションズ　代表取締役　上田精一

①協栄建設株式会社　②東京都知事(0)31648　③代表取締役　堀田敏夫　④東京都国分寺市本多２丁目５番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都国分寺市本多２丁目５番８号　協栄建設株式会社　代表取締役　堀田敏夫

**エム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社第2回A2号無担保社債（責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定）並びに第2回B号及びC号無担保社債（責任財産限定特約付）の繰上償還についての公告**

平成22年2月3日

社債権者各位

東京都台東区蔵前四丁目21番9号

**エム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社**

代表取締役　合田　寛二

当社は平成17年1月24日に発行致しました標記社債につきまして、標記社債の社債要項（以下、本社債要項といいます。）第8項(4)号①に基づき、下記のとおり来る特定償還日に全額繰上償還することと致しますので、本社債要項第26項に基づき公告致します。

記

1. 繰上償還する銘柄
   エム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社
   第2回A2号無担保社債（責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定）並びに第2回B号及びC号無担保社債（責任財産限定特約付）
2. 特定償還日
   平成22年2月19日（本社債要項に従った償還日（平成22年2月21日）が銀行営業日以外の日にあたるため、その前銀行営業日に繰り上げたものとなります。なお、かかる繰上に関して利息の減額又はその他の支払控除は行われません。）なお、平成22年2月21日後は、利息は生じません。
3. 繰上償還総額
   金111億円
4. 繰上償還金額
   額面100円につき金額100円
5. 支払場所
   株式会社証券保管振替機構の業務規程その他同機構が定める規則等の定めにより支払います。

以上